

子ども・子育て支援新制度の概要



国(内閣府)ホームページより資料抜粋
子ども・子育て新制度について
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日: 1.04%、仏: 3.00%、英: 3.27%、スウェーデン: 3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

◆ **3法の趣旨** (子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、児童福祉法など関係法律の整備) 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ **主なポイント**

○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実



〈国資料抜粋〉₂

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ **基礎自治体(市町村)が実施主体**

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ **社会全体による費用負担**

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

○ **政府の推進体制**

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

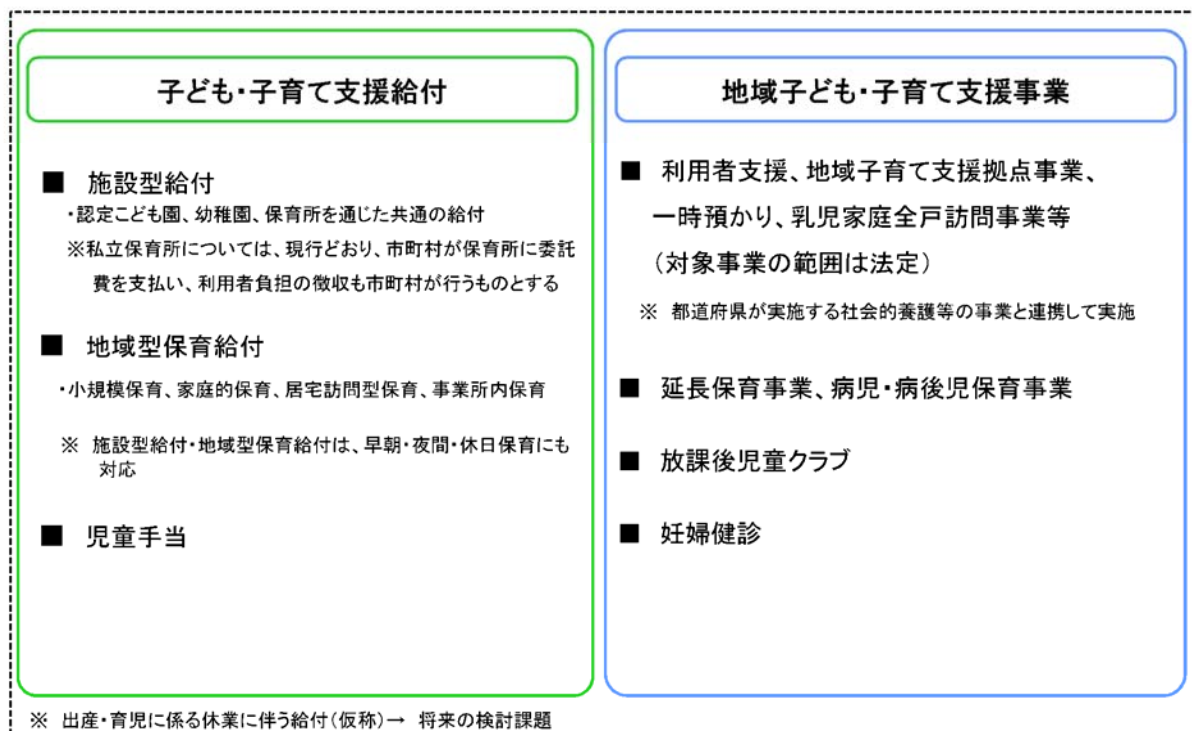
○ **子ども・子育て会議の設置**

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務



〈国資料抜粋〉₃

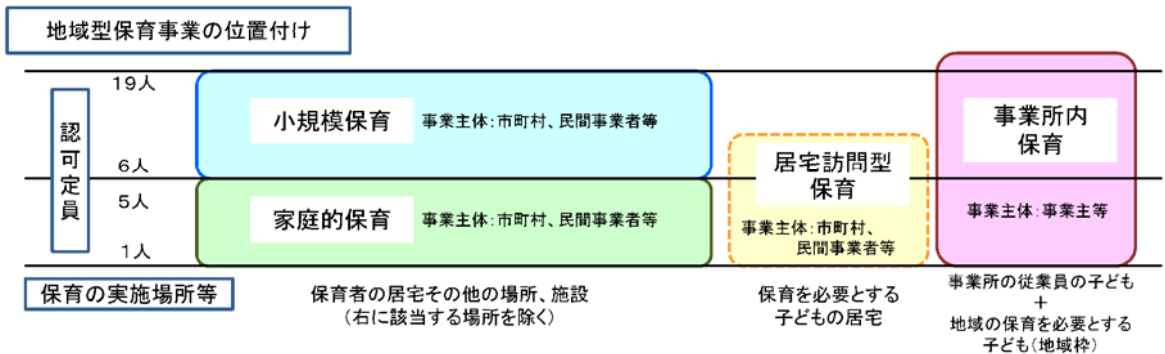
子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



〈国資料抜粋〉

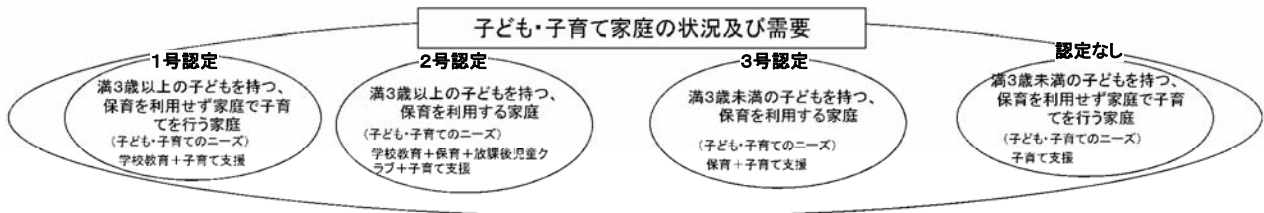
地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 「基本制度」においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育や家庭的保育等の量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされている。



〈国資料抜粋〉

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
= 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

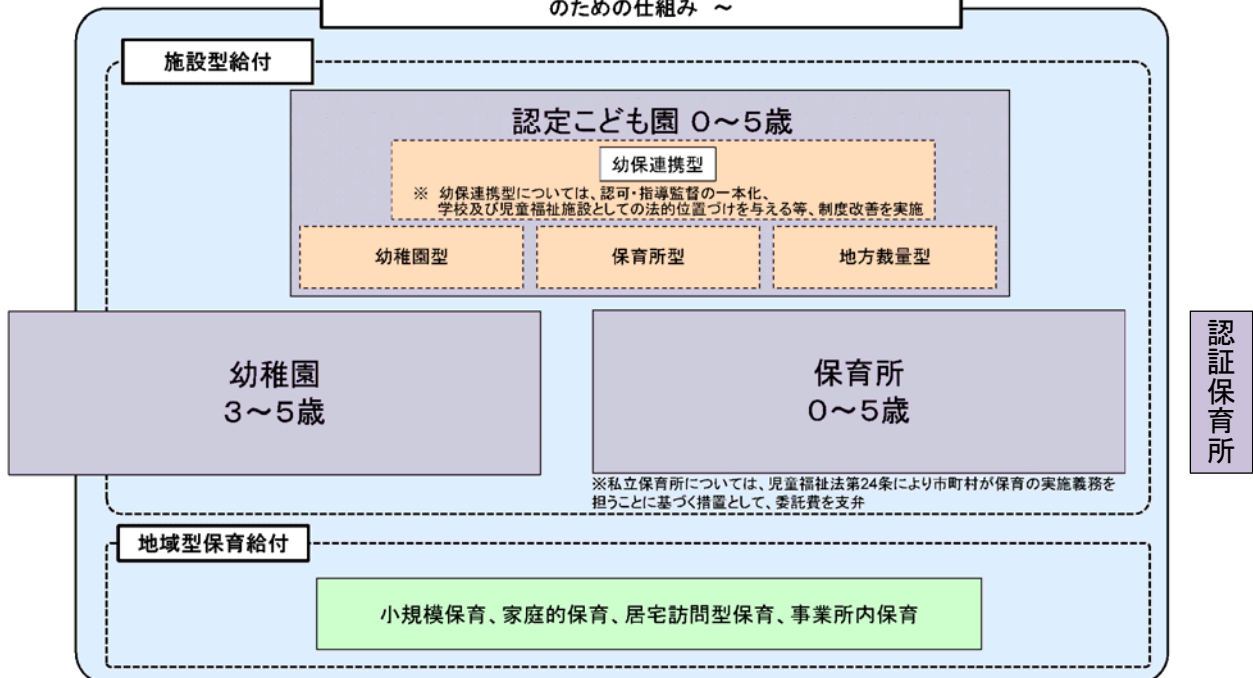
・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の権限を受けたもの

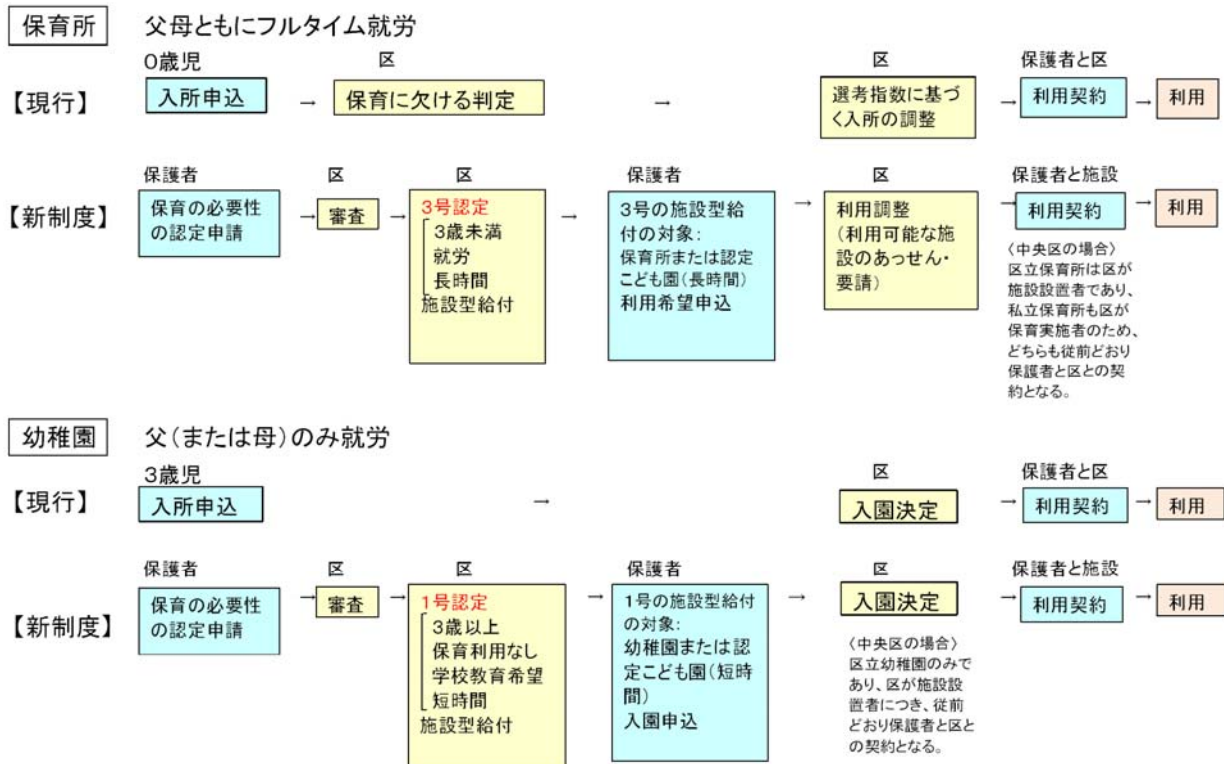
〈国資料抜粋〉 6

子ども・子育て支援法 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～



〈国資料抜粋 一部加工〉

申込から入所・入園に至る流れの比較



8

子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月、子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する法律「子ども・子育て関連3法」が成立。子ども・子育て関連3法に基づく、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度です。

急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子ども・子育て支援事業計画とは

- ・子ども・子育て支援法(第61条)に基づく区の計画。5年を1期とします。
- ・基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、区が定める区域ごとに、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- ・任意的記載事項として、東京都が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

* ワーク・ライフ・バランス(職業生活と家庭生活の両立)

9

子ども・子育て会議の役割

教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更等について、調査審議するとともに、区長の諮問に応じて区長に意見を述べるができる。

子育て当事者や子育て支援事業従事者、学識経験者等の計画への意見の反映を始め、施策を地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で非常に重要な役割を果たす。

子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて

